

白山市監査公表第5号

地方自治法第199条第14項の規定により、白山市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年9月29日

白山市監査委員 北 田 幸 光

白山市監査委員 村 本 一 則

1 定例監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年9月13日
- (2) 措置を講じた部局等 観光文化スポーツ部文化振興課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和2年3月26日（白山市監査公表第2号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
各文化施設の友の会については、年会費の取扱い等、統一性に欠けるため、見直しを図る必要がある。	関係する文化施設の館長とも協議の上、各施設の友の会等については、市が自ら事業として実施するものと、民間有志により組織され、それぞれが自主的に運営及び活動するものとの整理した。 その上で、年会費については、前者においては市が事業参加費として収入することとし、後者においては各団体が自主的に管理するものとして、それぞれの考え方及び取扱いの統一を図った。